

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、予防接種事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和3年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び市要綱等の規定により、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付または実費の徴収に係る事務を行う。特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 予防接種の実施2. 予防接種履歴の管理3. 予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等4. 給付の支給に係る請求、届出、審査等 <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について、以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。3. 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 団体内統合宛名システム3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種状況管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民子育て部 健康推進課、市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課、市民課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 <情報照会事務> 17、18、19項 <情報提供事務> なし	・番号法第19条第7号及び別表第二 <情報照会事務> 16-2、17、18、19項 <情報提供事務> 16-2	事後	
平成28年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 <情報照会事務> 16-2、17、18、19項 <情報提供事務> 16-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) <情報照会事務> 第12、13条 <情報提供事務> 第12、13条 上記、番号法別表第二における情報提供および情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定め	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和1年6月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	袖ヶ浦市 市民健康部 健康推進課 健康指導班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3162	袖ヶ浦市 市民健康部 健康推進課 すこやか親子班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)3172		
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民健康部	市民子育て部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民健康部 0438(62)3172	市民子育て部 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年5月10日	②事務の概要		また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について、以下の事務を実施する。 1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	追記
令和3年5月10日	③システムの概要		4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追記
令和3年5月10日	法令上の根拠		・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	追記
令和3年5月10日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和3年5月10日	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	
令和3年7月26日	②事務の概要		3. 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	追記
令和3年7月26日	8. 特定個人情報ファイルに関するお問い合わせ	健康推進課 すこやか親子班	健康推進課、市民課	事後	追記
令和3年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署	健康推進課	健康推進課、市民課	事後	追記